

潟上市自治基本条例制定後の取組

(※令和2年度から令和5年度までの実績)

目的 第1条	市民主体のまちづくりの一層の推進
基本原則 第3～6条	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画の原則 ・情報共有の原則 ・対等及び協働の原則 ・財政自治の原則
(主な取組)	
市民 第7～9条	<ul style="list-style-type: none"> ・市の審議会等への参画 ・自治会活動への参加 ・市主催行事への参加 など
コミュニティ 第10・11条	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会及びコミュニティ組織主催事業の実施 ・自主防災組織の立上げ ・自治会活動推進費補助金等の交付による活動支援 ・まちづくり団体活動助成金の交付による活動支援 など
市議会 第12・13条	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例の推進 ・議会報告会の実施 など
市の執行機関等 第14～16条	<ul style="list-style-type: none"> ・施政方針の公表 ・総合計画及び行政改革大綱の策定とそれらに基づく市政運営 ・職員に対する地域活動への参加呼びかけ ・職員研修の実施 など <p>(例)職階研修等以外の職場内研修の実施 R2:5回 R3:4回 R4:5回 R5:7回</p>
市政運営 第17～27条	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設部の組織を再編 ・子育て応援課の新設 ・審議会委員の公募の実施及び会議の公開 など <p>※詳細は次ページ以降</p>
住民投票 第28条	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の実績はありません。
最高規範性等 第29・30条	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の見直し作業の実施

潟上市自治基本条例制定後の取組

第7章 市政運営 関係

1 第17条（市の組織）について

（市の組織）

第17条 市は、簡素で効率的であり、市民に分かりやすい組織の編成に努めます。

2 市は、その組織が社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる機能的なものとなるよう、常にその見直しに努めます。

課長等からなる行政組織機構検討会議を適宜開催し、社会情勢の変化への対応や市民の利便性の向上、行政組織のスリム化等を目指して行政組織機構の見直しを定期的に行っています。

【組織改編の主な実績】

年度	改編内容
R 2	<ul style="list-style-type: none">・総合的な災害対策の確立を図るため総務課に危機管理監を配置・出産や育児への支援体制の充実を図るため、健康推進課に子育て世代包括支援センターを開設
R 3	<ul style="list-style-type: none">・老朽化した天王公民館を建て替え、新たに潟上市市民センター（愛称：かたりあん）が完成することに伴い、3地区の公民館の名称を市民センター天王館・昭和館・飯田川館に変更
R 4	<ul style="list-style-type: none">・地域産業の生産性向上や観光振興による交流人口の拡大を図るため、産業建設部を産業振興部と建設部の2部に再編し、産業振興部に農林水産振興課と商工観光振興課を新設・子育て支援の窓口を一本化するため、福祉保健部に子育て応援課を新設・長寿社会課と健康推進課を統合し、健康長寿課を新設・地域づくりの活動の充実・強化を図るため、市民生活部に地域づくり課を新設
R 5	<ul style="list-style-type: none">・生活安全・環境衛生の業務を市民課から地域づくり課へ移管・新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へ引き下げられる方針の決定を受け、健康長寿課内の新型コロナウイルスワクチン接種推進室を、成人や母子の予防接種も含めた感染症対策を一括して担当する感染症予防班として改組

2 第18条（審議会等）について

（審議会等）

第18条 市は、各種審議会等の委員を選任する場合は、法令等の規定による場合を除き、公募委員を加えるよう努めるとともに、男女比等を考慮し、幅広い人材の登用に努めます。

2 審議会等の会議及び会議録は原則として公開しなければなりません。

各種審議会等の委員を選任する際に公募委員の募集を行っています。
また、会議及び会議録（概要）を原則として公開しています。

【委員の公募及び会議の公開の実績】

（1）審議会等の委員の公募 ※年度区分は広報（ホームページ）公募記事掲載時

=====（令和2年度）=====

①地域密着型サービス運営委員会	1人→応募者なし
②まちづくり市民会議	2人以内→応募者なし
③行政改革推進委員会	2人以内→応募者なし
④介護保険事業計画策定委員会	2人以内→応募者なし
⑤子ども・子育て会議委員	3人以内→応募者なし
⑥児童館運営委員会委員	1人→応募者なし
⑦社会教育委員	1人→応募者なし
⑧図書館協議会委員	1人→応募者なし
⑨生涯学習奨励員	4人以内→応募者なし

計 0人委嘱（9回募集）

=====（令和3年度）=====

①男女共同参画推進審議会	3人以内→2人応募→2人委嘱
②介護保険運営協議会	2人以内→応募者なし
③食育推進会議	4人以内→応募者なし
④自治基本条例推進委員会	若干名→応募者なし

計 2人委嘱（4回募集）

=====（令和4年度）=====

①まちづくり市民会議	2人以内→3人応募→2人委嘱
②行政改革推進委員会	2人以内→応募者なし
③地域包括支援センター運営協議会	2人以内→応募者なし
④健康かたがみ21策定委員会	1人以内→応募者なし

⑤上下水道事業経営審議会	2人以内→2人応募→2人委嘱
⑥社会教育委員会	1人以内→応募者なし
⑦生涯学習奨励員協議会	4人以内→応募者なし
⑧児童館運営委員会	1人以内→応募者なし
⑨公民館運営審議会	2人以内→応募者なし
⑩図書館協議会	2人以内→応募者なし
⑪食育推進会議	4人以内→1人応募→1人委嘱

計 5人委嘱 (11回募集)

===== (令和5年度) =====

①介護保険運営協議会	2人以内→応募者なし
②男女共同参画推進審議会	3人以内→1人応募→1人委嘱
③介護保険事業計画策定委員会	2人以内→2人応募→2人委嘱
④自治基本条例推進委員会	若干名→応募者なし

計 3人委嘱 (4回募集)

(2) 審議会等の会議の公開

===== (令和2年度) =====

①教育委員会定例会	11回	(学校教育課)
②地域包括支援センター運営協議会	2回	(長寿社会課)
③介護保険事業計画策定委員会	3回	(長寿社会課)
④介護保険運営協議会	2回	(長寿社会課)
⑤食育推進会議	1回	(健康推進課)
⑥男女共同参画推進審議会	4回	(企画政策課)
⑦行政改革推進委員会	4回	(企画政策課)
⑧国民健康保険事業の運営に関する協議会	1回	(市民課)
⑨子どもの貧困対策協議会	1回	(社会福祉課)
⑩自治基本条例推進委員会	2回	(企画政策課)
⑪まちづくり市民会議	2回	(企画政策課)
⑫自殺対策計画検討委員会	1回	(健康推進課)
⑬総合教育会議	1回	(総務課)
⑭図書館協議会	2回	(文化スポーツ課)

計 37回 (8課)

※傍聴実績はありません。

===== (令和3年度) =====

①教育委員会定例会	10回 (学校教育課)
②社会教育委員会	2回 (文化スポーツ課)
③男女共同参画推進審議会	2回 (企画政策課)
④図書館協議会	1回 (図書館)
⑤行政改革推進委員会	4回 (企画政策課)
⑥食育推進会議	1回 (健康推進課)
⑦都市計画審議会	1回 (都市建設課)
⑧子どもの貧困対策協議会	2回 (社会福祉課)
⑨地域包括支援センター運営協議会	2回 (長寿社会課)
⑩国民健康保険事業の運営に関する協議会	2回 (市民課)
⑪公民館運営審議会	2回 (市民センター)
⑫総合教育会議	1回 (総務課)
⑬自治基本条例推進委員会	1回 (企画政策課)
⑭自殺対策検討委員会	1回 (健康推進課)
⑮子ども・子育て会議	1回 (幼児教育課)

計 33回 (12課)

※傍聴実績はありません。

===== (令和4年度) =====

①教育委員会定例会・臨時会	12回 (教育総務課)	※傍聴者3人
②社会教育委員会	3回 (文化スポーツ課)	
③男女共同参画推進審議会	2回 (企画政策課)	
④図書館協議会	2回 (図書館)	
⑤行政改革推進委員会	4回 (企画政策課)	
⑥食育推進会議	2回 (子育て応援課)	※傍聴者1人
⑦子ども・子育て会議	1回 (子育て応援課)	
⑧環境審議会	4回 (市民課)	
⑨地域包括支援センター運営協議会	2回 (健康長寿課)	
⑩国民健康保険事業の運営に関する協議会	1回 (市民課)	
⑪総合教育会議	2回 (総務課)	
⑫福祉諸計画検討委員会	1回 (社会福祉課)	
⑬まちづくり市民会議	1回 (企画政策課)	
⑭水道水源保護審議会	1回 (上下水道課)	

⑮自殺対策計画検討委員会	1回（健康長寿課）
⑯健康かたがみ21策定委員会	1回（健康長寿課）
⑰自治基本条例推進委員会	1回（企画政策課）

計 41回（10課）

=====（令和5年度）=====

①上下水道事業経営審議会	5回（上下水道課）
②教育委員会定例会	12回（教育総務課）
③公民館運営審議会	2回（文化スポーツ課）
④社会教育委員会	3回（文化スポーツ課）
⑤地域包括支援センター運営協議会	2回（健康長寿課）
⑥食育推進会議	2回（子育て応援課）
⑦行政改革推進委員会	4回（企画政策課）
⑧男女共同参画推進審議会	2回（企画政策課）
⑨情報公開・個人情報保護審査会	1回（総務課）
⑩水道水源保護審議会	1回（上下水道課）
⑪健康かたがみ21策定委員会	2回（健康長寿課）
⑫介護保険事業計画策定委員会	2回（健康長寿課）
⑬自殺対策計画検討委員会	1回（健康長寿課）
⑭都市計画審議会	1回（都市建設課）
⑮環境審議会	1回（地域づくり課）
⑯国民健康保険事業の運営に関する協議会	1回（市民課）
⑰総合教育会議	2回（総務課）
⑱福祉諸計画検討委員会	1回（社会福祉課）
⑲子ども・子育て会議	1回（子育て応援課）

計 46回（11課）

※傍聴実績はありません。

3 第19条（危機管理）について

（危機管理）

第19条 市は、不測の事態に迅速かつ的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備しなければなりません。

2 市は、市民の危機管理に対する意識を高めるとともに、市民の自主的な防災組織を支援するよう努めます。

危機管理体制の整備及び自主防災組織設立等の支援を行っています。

また、災害に対する危機管理だけでなく、新型インフルエンザ等対策行動計画を基に、新型コロナウイルス感染症に対する具体的な対策も定めています。

【危機管理に関する主な実績】

- ・令和2年度に総務課に危機管理監を配置
- ・自主防災組織を立ち上げていない自治会に組織化を勧めるとともに、既存自主防災組織の活動強化のため防災資機材等の配備拡充と活動に要する経費の一部補助を実施
- ・県主催の防災士養成研修の受講者に対する受講費用の補助を実施

自治会数：108 組織化数：49 組織化率：45.4%

4 第20条（情報公開）・第21条（個人情報保護）について

（情報公開）

第20条 市の機関は、市民参画を促進するとともに、公正な市政運営を確保するため、保有する情報を原則として公開しなければなりません。

2 市の機関は、保有する情報の提供に関する施策の充実に努めます。

（個人情報保護）

第21条 市の機関は、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければなりません。

市民参画の促進及び公正な市政運営を確保するため、市が保有する情報は情報公開条例に基づき原則として公開します。また、平成25年に情報公開条例の全部改正を行った際には、その目的の条文に「自治基本条例の自治の基本原則にのっとり、市が保有する情報は市民共有の財産であるとの認識に立ち」との文言を盛り込み、市の情報公開の姿勢のベースには自治基本条例があることを明記しました。

また、市の基本的な制度を定める条例や基本的な政策を定める計画を策定し

ようとする際にはその素案を公表し、パブリック・コメントを実施しています。

さらに、市のホームページは担当課が随時更新できることにしており、迅速な情報の公表に取り組んでいます。

個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき情報を適正に管理し、また、個人の権利利益を保護しています。

【情報公開・個人情報保護に関する主な実績】

(1) 情報公開制度の実績

年度	請求件数	処理状況			
		全部公開	部分公開	非公開	不存在
R 2	2 5	1 7	7	0	1
R 3	2 6	1 1	1 1	0	4
R 4	1 9	1 3	5	1	0
R 5	3 6	2 4	1 0	1	1

(2) 個人情報保護制度の実績

年度	請求件数	処理状況			
		開示	部分開示	非開示	不存在
R 2	2	1	1	0	0
R 3	1	1	0	0	0
R 4	7	5	2	0	0
R 5	2	1	1	0	0

※これまで個人情報の漏えい等はなく、適正な維持管理が図られています。

(3) パブリック・コメントの実施

===== (令和2年度) =====

- ① 潟上市自治基本条例見直しに関する意見募集 (企画政策課)
- ② 第2次潟上市総合計画後期基本計画(案) (企画政策課)
- ③ 潟上市人口ビジョン改訂版(案) (企画政策課)
- ④ 第4次潟上市男女共同参画推進計画(案) (企画政策課)
- ⑤ 第4次潟上市行政改革大綱及び実施計画(案) (企画政策課)
- ⑥ 潟上市地域福祉計画第3期(案) (社会福祉課)
- ⑦ 潟上市老人福祉計画・介護保険事業計画(第8期)(素案)(長寿社会課)
- ⑧ 潟上市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(案)(社会福祉課)

計 8回実施 (意見提出8件)

=====（令和3年度）=====

- ①天王地区3園閉園後の跡地利用方針（案）（幼児教育課）
- ②潟上市過疎地域持続的発展計画（案）（企画政策課）
- ③潟上市地域公共交通計画（案）（企画政策課）
- ④第2期潟上市子どもの貧困対策整備計画（案）（社会福祉課）
- ⑤潟上市国土強靱化地域計画（案）（総務課）

計 5回実施（意見提出7件）

=====（令和4年度）=====

- ①潟上市立小・中学校の規模及び配置等に関する基本的方針（案）（教育総務課）
- ②第2次潟上市環境基本計画（市民課）
- ③第4次潟上市生涯学習推進計画（文化スポーツ課）
- ④第3次潟上市子ども読書活動推進計画（図書館）
- ⑤潟上市DX推進計画（企画政策課）

計 5回実施（意見提出1件）

=====（令和5年度）=====

- ①上下水道料金の改定について（上下水道課）
- ②第4次潟上市食育推進計画（子育て応援課）
- ③第4期潟上市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（社会福祉課）
- ④潟上市健康かたがみ21（第3期）（健康長寿課）
- ⑤潟上市自殺対策計画（第2期）（健康長寿課）
- ⑥潟上市老人福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（健康長寿課）
- ⑦第3期潟上市国民健康保険保健事業計画（市民課）
- ⑧第2期潟上市スポーツ推進計画（文化スポーツ課）

計 8回実施（意見提出1件）

5 第22条（意見・要望等への対応）について

（意見・要望等への対応）

第22条 市の機関は、市民から意見、要望、提案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとします。

平成29年度から市ホームページ等で「市民の声」として、市民からの意見・要望等を常時受け付けています。頂いた意見・要望等は担当部署で検討し、必要に応じて本人に直接回答するとともに、今後のまちづくりに活かしています。

また、自治会等からの意見や要望を聞き取り、それらに対して回答をしています。

さらに、市に対する苦情や意見が寄せられた際には、その内容により、部長会議などの庁内会議で情報を共有し対応することとしています。

【市民の声実績】

年度	件数	市からの回答数
R 2	2 4	8
R 3	3 5	1 1
R 4	2 2	1 0
R 5	2 9	1 5

6 第23条（男女共同参画）について

（男女共同参画）

第23条 市は、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員としてそれぞれに個性と能力を発揮することができるよう、男女共同参画の推進に努めます。

令和3年3月に第4次潟上市男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて諸施策を推進しています。男女が社会の対等な構成員としてそれぞれに個性と能力を発揮できるように講演会や研修などの事業を実施し、啓発に努めています。

また、市には男女共同参画について考える市民グループの「ハートフル実行委員会」があり、委員の皆さんに市の事業に協力いただいたり、実行委員会が実施する男女共同参画を進める活動を市が支援したりしています。

【男女共同参画事業の主な実績】

年度	実施内容	参加者数
R 2	・ L G B Tへの対応(職員研修)	1 6 4 人
R 3	・ 家族みんなで考える役割分担(研修会) ・ 男女共同参画宣言都市15周年事業 ずぼらんたん☆の「家庭と仕事を両立できる”ズボラ上手”のススメ」(Youtube) ※基調講演代替動画	3 2 人 5 7 8 回再生

R 4	・多様性に満ちた社会づくりについて(職員研修)	33人
	・ハートフルなかたがみライフを考えよう♪(ワークショップ) ※ハートフル実行委員会実施事業	45人
R 5	・LGBTQと差別について(研修会)	20人

7 第24条(財政運営)について

(財政運営)

第24条 市は、財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することにより、健全な財政運営に努めます。

2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めます。

3 市は、財務諸表を作成し、財政及び財産の状況などを市民に分かりやすく公表するとともに、市の経営状況について見解を示すものとします。

地方自治法において、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項について、毎年2回以上公表することが定められており、市では「財政報告書の作成及び公表に関する条例」に基づき、その内容をホームページなどで公表しています。また、同じく予算概要や財務書類(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書)を作成し、解説も加え公開しています。

8 第25条(行政評価)について

(行政評価)

第25条 市は、効果的で効率的な市政運営を推進するため、市の施策等について市民の参画を得て評価を実施しなければなりません。

2 市は、前項の評価の結果を速やかに公表するとともに、施策等の見直しに反映させるものとします。

行政評価は、実施機関が行う内部評価及び市民からなる潟上市行政改革推進委員会による外部評価により実施しています。最終評価結果は、次年度以降の予算編成等、市の事業決定の際の参考とするとともに、その内容を市広報やホームページで公開しています。

【行政評価の主な実績】

年度	評価対象事業数
R 2	29事業

R 3	27事業
R 4	28事業
R 5	26事業

9 第26条（外部監査）について

（外部監査）

第26条 市は、適正で効率的な財政運営の確保のため、必要に応じて外部監査人に監査を行わせることができます。

外部監査人による監査の実績はありません。

10 第27条（国及び県との関係）について

（国及び県との関係）

第27条 市は、国及び秋田県と対等の関係にあり、自主的に法令の解釈及び運用を行うよう努めます。

法令を地域の実情に合わせて解釈・運用し、地域に根ざした自治体の条例を制定することができる政策法務の力を身につけるため、秋田県や県市長会が実施する研修に職員を派遣しています。

【政策法務に係る研修の主な実績】

年度	受講人数
R 2	0人
R 3	11人
R 4	17人
R 5	9人

●その他の特記事項

(1) 自治基本条例10周年記念事業

潟上市自治基本条例の施行から10年の節目となった令和4年度、条例を市民により浸透させ、市民意識の向上を図ることを目的に、10周年記念事業を実施しました。記念講話では、白鷗大学法学部長の池村好道氏から地方自治の意義と理念等について、事例発表では、地域でボランティアを行っている下虻川火曜クラブ会長の伊藤義弘氏から活動内容の発表がありました。



【記念講話・事例発表の様子】

(2) 児童生徒向けパンフレットの配布

毎年、児童生徒向けのパンフレットを市内の小学6年生及び中学3年生に配布し、自治基本条例やまちづくりについて周知を図っています。

(3) 市内中学校への出前授業

平成28年度から原則として毎年、市内3中学校の3年生に対して市職員による出前授業を実施しています。公民の時間（地方自治について学ぶ時間）を使わせていただき、自治基本条例、主に未成年者のまちづくりへの参画権利について説明し、授業後半では、生徒自らがまちづくりについて考え、アイデア等をまとめて市に提言するなど、市にとっても貴重な機会となっています。

しかしながら、近年は新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行による影響もあり、令和2年度及び令和4年度はそれぞれ1校のみの実施、令和5年度は未実施となっています。



【市内中学校での出前授業の様子（令和4年度）】

(4) 自治基本条例推進委員会の設置

条例の履行状況の検証や条例の見直しを行うため、市民からなる自治基本条例推進委員会を設置し、毎年検証を行っています。

(5) 新規採用職員に対する研修

市職員として職務を行う上で必要な知識として、条例への理解を深めることを目的に、令和元年度から新規採用職員に対し、自治基本条例に関する研修を実施しています。



【新規採用職員研修の様子（令和4年度・令和5年度）】

(6) 条例推進のための3つの運用指針の運用

平成25年1月1日の条例の施行に併せて制定した「審議会等の会議の公開に関する指針」「審議会等の委員の公募に関する指針」「パブリック・コメント手続実施に関する指針」の3つの指針に基づき、会議の公開や委員の公募などを行っています。会議の結果や公募、パブリック・コメントについては、市ホームページに「参画と協働」バナーを作成し、公表しています。



【「参画と協働」バナー】